

最近の化学物質による職業がんの 多発事案から見えてくる原因と対策

所長代理 甲田 茂樹

職業がんは古くから知られている代表的職業病である。1775年に報告された煙突掃除人の陰嚢がんは職業がんの第一号であるが、今日、国際がん研究機関や産衛学会などの国内外の諸機関は発がん性を有する有害因子に関する情報を提供している。一方、我が国の労働衛生行政では、労基則第35条関係別表第1の2の⑦「がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による疾病」によって20種類を職業がんの労災補償の対象となっている。

最近、安衛研が災害調査から経験した事案（胆管がんと二つの膀胱がん）の特徴は、労働衛生行政では発がん性が認識されていなかった化学物質のばく露によって職業がんが多発していた。これら未規制の化学物質のうち、IARCグループ1の化学物質について科学的に吟味する必要があるが、今回の多発事案で注目すべきは①高濃度ばく露状態の長期間放置、②作業環境測定が機能していない、③専門家の職場巡視が皆無であり、その対策として、長期間の第3管理区分の職場への改善指導や化学物質のリスクアセスメントを徹底するなど、既存の対策を周知徹底することが重要となる。また、経皮吸収の深刻な化学物質では、職場での作業管理のあり方、個人ばく露や代謝物を活用した新たなリスク評価の手法を開発する必要がある。